

平成20年

第3回市議会定例会 議案第13号

函館市立保育所設置条例の一部改正について

函館市立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月8日提出

函館市長 西尾正範

函館市立保育所設置条例の一部を改正する条例

函館市立保育所設置条例（昭和34年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り，第5号を第4号とし，第6号を削り，第7号を第5号とし，第8号から第13号までを2号ずつ繰り上げる。

第3条中第4号を削り，第5号を第4号とし，第6号を削り，第7号を第5号とし，第8号から第13号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は，平成21年4月1日から施行する。

（提案理由）

さくら保育園および鍛冶保育園の民営化に伴い，さくら保育園および鍛冶保育園を廃止するため